

紛争解決体制の対象に係る障がい者差別解消条例の検討の際の経緯について

- 前提として、障がい者差別解消条例のベースとなった「障害者差別解消法」が行政機関等及び事業者による差別を対象とし、一般私人の行為や個人の思想や言論は対象としていないことについて、内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q & A集」では、「本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当と考えられることから対象としていない。一般私人については、(……) 国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする」とされている。
- 障がい者差別解消条例の検討においては、平成 29 年 12 月 18 日の特別委員会の際に、条例案の正副委員長案として、「紛争の解決を図るための体制」と連動する「差別禁止の対象」を、障害者差別解消法と同様に、行政機関等・事業者とすることが示された。その理由としては、①県民又は県内にいる者全てを対象にする場合、「県民等による差別的取扱い」として想定されるものを明らかにする必要があること、②条例の相談体制等の対象事案と連動するため、相談体制等での処理に困難を来さないかという観点から、対象範囲を考える必要があることが挙げられた。この点について、同日の特別委員会の委員間討議では特に議論になることはなく、了承された。
- 平成 30 年 1 月 18 日の特別委員会では、条例案の正副委員長案に対する会派意見として、自民党（当時）から、「あっせんについては、個人間のトラブルは相談を受け付けない、受け付けるのは非常に難しいので配慮をお願いしたい」との意見が出されたが、それについて特に議論になることはなく、当該意見に沿った条例の正副委員長案が踏襲された。
- パブリックコメントにおいては、「行政機関等や事業者だけでなく、県民等も差別の禁止の対象とすべきである」との意見が複数提出されたが、それに対しては、「条例案では、個人による差別の形態は、行政機関や事業者による差別の形態と異なるものと考えられることなどから、障害者差別解消法と同様に、行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別について禁止規定を設けています。なお、差別の禁止について、県民などへの啓発を進めることは重要であり、条例案では、第 8 条において県民の役割を規定するほか、第 31 条において啓発活動の実施などを規定しており、これらを通じて、差別の解消が図られるものと考えています」との回答が行われた。